

土壌・地下水環境基準及び土対法施行規則の一部が改正されます

土壌環境基準及び地下水環境基準の改正内容

～土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）～

土壌の汚染に係る環境基準項目に、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」を追加。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

～地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）～

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」の項目名を、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更。

土壌汚染対策法施行規則及び汚染土壌処理業に関する省令

～土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）～

クロロエチレンについて、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二溶出基準の設定。

土壌溶出量基準	0.002 mg/L 以下
地下水基準	0.002 mg/L 以下
第二溶出基準	0.02 mg/L 以下

また、様式第19管理票）にクロロエチレンによる汚染状態を記入する欄を設ける。

～汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）～

これまで一部の大気有害物質の排出実態の把握のために、汚染土壌処理施設における排出時の測定等を課してきたが、実態の把握が進んだことから、当該物質については測定の対象から削除。

その他の土壌汚染対策法関連の告示

～土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（平成15年環境省告示第16号）～

クロロエチレンについて、土壌ガス調査を実施する際の測定方法を設定。

～地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法（平成15年環境省告示第17号）～

土壌ガス調査において、地下水に含まれるクロロエチレンの量を測定する際の方法を設定。

～土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）～

クロロエチレンについて、土壌溶出量調査を実施する際の測定方法を設定。

施行期日：平成29年4月1日

詳細は環境省ホームページをご覧ください。（環境省報道発表より）